

ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱はゴルフ場において、芝及び樹木等の病虫害防除等のために用いられる農薬の安全かつ適正な使用等の確保及び農薬の使用に伴う周辺環境の汚染を防止するために必要な事項を定め、もって県民の健康の保護及び安全な環境の保全に役立てることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ゴルフ場 6ホール以上でかつホールの平均距離が概ね 70m以上のものをいう。
- (2) 農薬 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する農薬をいう。
- (3) 事業者 県内に設置されたゴルフ場を経営している者及び今後県内にゴルフ場を開設し、経営しようとする者をいう。

(登録農薬の使用及び農薬表示事項の遵守)

第3条 事業者は、病虫害の防除等の目的で農薬を使用するときは法第3条及び第34条第1項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用するものとする。

2. 事業者は、病虫害の防除等の目的で農薬を使用するときは法第 16 条に定める農薬に係る適用病虫害の範囲及び使用方法上の注意事項、その他の農薬表示事項に基づいて安全かつ適正に使用するものとする。

(被害防止対策の徹底)

第4条 事業者は、農薬の使用に当たっては、気象及び地形等を考慮し、農薬散布従事者、ゴルフ場の従業員、利用者及び周辺住民並びに周辺河川等に対する十分な被害防止対策をとるものとする。

(農薬管理指導責任者)

第5条 事業者は、農薬の安全かつ適正な使用及び農薬の適正保管管理のために農薬管理指導責任者を置き、様式第1号により知事に報告するものとする。また、報告した事項に変更を生じた時も同様とする。

(農薬の購入)

第6条 事業者は農薬を購入するときは、法第 17 条の規定による届出のあった農薬販売者から購入するものとする。

(研修会等への参加)

第7条 事業者は、農薬管理指導責任者等の関係者を知事が行う農薬安全使用研修会等に参加させ、関係者の資質向上に努めるものとする。

(農薬の管理)

第8条 事業者は、農薬の保管管理に当たっては、鍵のかかる場所に保管する等適正な保管管理を行うものとする。

2. 事業者は、農薬の廃棄に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 不要農薬の廃棄は周辺環境を汚染しないよう適正な処理を行うこと。
- (2) 使用後の空容器等は適正な処理を行うこと。

(農薬使用状況等の記帳及び報告)

第9条 事業者は、農薬の使用状況等について、様式第2号により記帳し、3年間保存するとともに、年度(当該年4月から翌年3月までの期間とする。以下同じ)ごとの農薬の使用状況等について、様式第3号により、翌年4月末日までに知事に報告するものとする。

(農薬使用計画の提出)

第10条 事業者は、次年度の農薬使用計画を法第25条第1項に係る「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第5条」に基づき、農林水産大臣(九州農政局消費・安全部安全管理課)に提出するものとする。

(汚染防止計画書の作成)

第11条 事業者は、農薬の使用に伴うゴルフ場及びその周辺環境の汚染防止を図るため、次の事項を内容とする次年度の汚染防止計画(以下「計画」という。)を3月末までに策定し、様式第4号により4月末日までに知事に報告するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) ゴルフ場及びその周辺環境の状況
- (3) 農薬の管理及び使用方法
- (4) 水質検査等汚染防止の監視方法
- (5) 廃棄物の処理処分方法
- (6) その他

(水質検査の実施)

第 12 条 事業者は、前条の計画に基づき、次の事項に留意して水質検査を実施し翌年4月末日までに年度ごとの検査結果を様式第5号により知事へ報告するとともに、その記録を3年間保存するものとする。

- (1) 検査回数は年2回以上とし、時期は農薬の使用時期等を考慮して実施する。
- (2) 水質検査項目の選定は、農薬の種類ごとに使用量等を考慮して実施する。
- (3) 採水の場所は地形等を考慮し、分析対象とする農薬の排水中の濃度が比較的高い状態であると見込まれる採水地点、採水時期で行うよう努める。

(被害発生時の対応)

第 13 条 事業者は、ゴルフ場及びその周辺環境においてゴルフ場に起因する異常が認められた場合または従業員、利用者に被害が発生した場合、原因調査等必要な措置をとるとともに、その旨を知事へ通報する。

(報告及び立入検査)

第 14 条 知事は、この要綱の施行に関し必要に応じ、農薬の使用状況その他必要な事項の報告を求め、また、事業者の同意を得て、関係職員に検査のために必要な場所に立ち入り、農薬の使用状況、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

(市町長等との連携)

第 15 条 知事は、事業者が使用する農薬に関し、必要な資料等を市町長に提供する等市町長と連携し、要綱の適正な運用を図るとともに事業者は市町長との連携を密にするものとする。

(雑 則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に知事が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成元年 11 月 1 日から施行する。

平成 2 年 12 月 20 日一部改正。

平成 17 年 9 月 6 日一部改正。

平成 27 年 10 月 19 日一部改正。

平成 29 年 4 月 3 日一部改正。

令和 2 年 2 月 20 日一部改正。

様式第1号(第5条関係)

農薬管理指導責任者選任(変更)報告書

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

ゴルフ場名

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱第5条の規定により、農薬管理指導責任者を選任(変更)したので、下記のとおり報告します。

記

1. 農薬管理指導責任者

職 名	氏 名	備 考

2. 選任(変更)年月日

年 月 日

様式第3号(第9条関係)

農薬使用状況等報告書

年 月 日

長崎県知事様

ゴルフ場名

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱第9条の規定により、 年度の農薬使用状況等について別添のとおり報告します。

様式第3号(第9条関係)

農薬使用状況等調査

ゴルフ場名		ゴルフ場面積 (ha)		ホール数	
所在地				記入 責任者名	

使用場所	農薬の種類	農薬名	使用時期	対象病虫害名	使用回数	総使用量 (kg・ℓ)	防除面積 (ha)	備考
※	殺虫剤							
	殺菌剤							
	除草剤							
	その他							

※:「グリーン」、「ティー」、「フェアウェイ」、「ラフ」及び「樹木及び花き」の場所を明記し、各場所における使用状況を記載する。

様式第4号(第11条関係)

農薬使用に係る汚染防止計画書

年 月 日

長崎県知事様

ゴルフ場名

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱第11条の規定により、 年度の農薬使用に係る汚染防止計画について別添のとおり報告します。

別添(第11条関係)

汚 染 防 止 計 画 書 記 載 事 項

1. 施設の概要

- 1) ゴルフ場所在地
- 2) ホール数
- 3) 面積
 - (1) 全体
 - (2) グリーン
 - (3) フェアウェイ
 - (4) ラフ
 - (5) その他

2. ゴルフ場及び周辺環境の状況(地図)

図面に下記事項を記載する。

- ・農薬保管の位置
- ・排水の系統(周辺公共用水域までの系統)
- ・排水口、井戸、池等の位置

3. 農薬の管理及び使用方法

- 1) 農薬の購入
 - ・販売者の確認方法
 - ・農薬の登録確認方法
- 2) 農薬の保管方法
- 3) 農薬の使用方法
 - ・使用にあたって考慮すること。
使用料の抑制、使用時間、気象条件等
 - ・防除の方法(委託の有無)
- 4) 農薬使用管理のための組織体制
- 5) 農薬安全使用のための研修計画等

4. 水質検査等汚染防止の監視方法

- 1) 水質検査計画
- 2) その他の監視計画

5. 廃棄物の処理方法

- 1) 不要農薬の処理
- 2) 使用済み容器の処理
- 3) 刈り取った芝等の処理

6. その他

- 1) 開設(予定)年月日
- 2) 営業日数
- 3) 従業員数
- 4) 計画書作成者の職名及び氏名

様式第5号(第12条関係)

水 質 検 査 結 果 報 告 書

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

ゴルフ場名

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱第12条の規定により、 年度の水質検査結果について別添のとおり報告します。

別添(第12条関係)

水質検査結果

採水場所					商品名
採水年月日					
殺虫剤	成分名				
殺菌剤					
除草剤					
測定機関名					